

令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果

(単位:円)

No	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象 事業費				一般財源 や補助対 象外経費 等	予算現額	事業の実施状況・効果等
							国庫補助 額	臨時交付 金充当額	その他				
1	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業(低所得者世帯給付金)	福祉総務課	①コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、令和5年度住民税非課税世帯等に対して給付金を給付する。 ②低所得世帯への給付金 ③令和5年分の住民税非課税世帯 17,699世帯*30千円=530,970千円 家計急変世帯 16世帯×15千円=240,000円 →充当は「推奨メニュー くらしか」 ④令和5年度住民税非課税世帯、家計急変世帯	R5.7	R5.12	530,970,000	530,970,000		530,970,000		-	531,300,000	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、給付金を支給することで、世帯の軽減負担に寄与した。
2	電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金給付事業(事務費)	福祉総務課	①コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、令和5年度住民税非課税世帯に対して給付金を給付する。 ②交付金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、システム改修委託料等 ③事務費 77,372,487円 ・消耗品(54,492円)・印刷製本費(56,760円) ・通信運搬費(4,400,776円)・時間外勤務手当(488,929円) ・システム改修委託料(70,419,910円)・振込手数料(1,951,620円) ④令和5年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付する。	R5.7	R6.2	77,372,487	48,783,000		48,783,000		28,589,487	78,530,000	給付率は93.9%(給付世帯数17,699世帯/対象世帯数18,843世帯)となった
3	暮らし支援給付金(均等割のみ課税世帯への応援金)給付事業	福祉総務課	①コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯及び家計急変世帯に対して給付金を給付する。 ②交付金、通信運搬費、システム改修委託料等 ③ ・交付金(3,375世帯*15,000円=50,625,000円)※上の家計急変を含んでいる ・通信運搬費(921,026円) ・システム改修委託料(2,554,090円) ・振込手数料(371,580円) ④国の「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」の対象とならない令和5年度住民税均等割のみ課税世帯に対し、1世帯当たり1.5万円を給付する。	R5.7	R6.1	54,471,696	54,471,696		54,471,696		-	55,205,000	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯を支援するため、給付金を支給することで、世帯の軽減負担に寄与した。給付率は95.4%(給付世帯数世帯3,375/対象世帯数3,538世帯)となった。
4	教育・保育施設等物価高騰等対策支援事業	保育課	(1)上尾市保育所等給食食材費負担軽減事業費支援金 ①コロナ禍における電力・ガス・食料品等の価格高騰下においてもこれまでどおりの栄養バランスや量を保った給食を提供できるよう食材費高騰相当額を圏に交付する。 ②交付金 ③ ア 保育所、認定こども園(保育園部分)、小規模保育施設、事業所内保育施設 基準額:令和5年4月～9月における各月初日の在籍児童数×2×550円 積算額:16,780,960円 イ 認定こども園(幼稚園部分)、幼稚園 基準額:令和5年4月～9月における各月の給食提供食数×2×20円 積算額:4,732,932円 ④保育所(26か所)、認定こども園(5か所)、小規模保育施設(21か所)、新制度移行幼稚園(1か所)、事業所内保育施設(1か所)、幼稚園(11か所) 合計65か所  (2)上尾市保育所等物価高騰対策支援金 ①光熱費価格高騰下において施設運営の安定化を図るため、光熱費高騰相当額を圏に交付する。 ②交付金 ③ 基準額:利用定員×1人当たり光熱費上昇額8,400円 積算額:29,996,400円 ④保育所(26か所)、認定こども園(5か所)、小規模保育施設(21か所)、事業所内保育施設(1か所)、新制度移行幼稚園(1か所)、認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)(8か所) 合計62か所	R5.7	R6.3	51,510,292	40,547,292		40,547,292		10,963,000	63,011,000	73園に対して交付金を交付することで、物価高騰に係る施設の負担増を緩和し、保育施設の運営の安定化に寄与した。
5	放課後児童クラブ物価高騰等対策支援事業	青少年課	①コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰による影響を受ける事業者の負担軽減に資する支援として、放課後児童クラブの運営委託先であるNPO法人に対して施設運営費を支弁する。 ②放課後児童クラブ(公設及び民設)47クラスの施設運営費 ③2,000円×2,065人=4,130,000円 ④NPO法人あげお学童クラブの会	R5.4	R5.9	4,130,000	3,877,000		3,877,000		253,000	4,130,000	放課後児童クラブの運営委託先であるNPO法人に対して、施設運営費を支弁することで、コロナ禍における光熱費を含む物価高騰による影響を受ける同法人の負担軽減に寄与した。

No	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象事業費				一般財源 や補助対 象外経費 等	予算現額	事業の実施状況・効果等
							補助対象 事業費	国庫補助 額	臨時交付 金充当額	その他			
6	障害福祉サービス事業所等・物価高騰等対策支援事業	障害福祉課	①コロナ禍における燃料費高騰の負担軽減や電気・ガス料金を含む公共料金支援 ②交付金 ③100千円×162事業所 16,200千円 ④障害福祉サービス事業所等	R5.7	R5.9	16,200,000	16,200,000		16,200,000		-	16,700,000	コロナ禍や国際情勢の緊迫化に伴い、原油価格や物価が高騰しているため、交付金を、支給することにより、その一部を支援することができた。
7	介護サービス事業所物価高騰等対策支援事業	高齢介護課	①コロナ禍における電力・ガス・原油価格・物価高騰に対応するために、市内の介護サービス事業所を支援する必要があるため、支援金を一律100千円を給付する。 ②交付金 ③100,000円(一律)×292事業所=29,200,000円 ④令和5年7月1日現在、埼玉県又は上尾市において施設の指定又は登録を受けている介護サービス事業所で、上尾市内に所在地を有し、かつ別紙の介護保険法その他関係法令に基づくサービス種別の事業を営んでいる者。ただし、サービス種別には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている又は介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。	R5.7	R5.9	29,200,000	29,200,000		29,200,000		-	31,500,000	コロナ禍や国際情勢の緊迫化に伴い、原油価格や物価が高騰しているため、交付金を、支給することにより、その一部を支援することができた。
8	農業者物価高騰等対策支援事業	農政課	①コロナ禍における燃油や資材の高騰による経営維持を目的とし、物価高騰等に直面する。農業者を支援するため。 ②農業収入50万円以上の販売農家(法人含む)を対象に一律10万円を交付する。 ③101件×100,000円 10,100千円 ④農業収入50万円以上の販売農家(法人含む)	R5.8	R5.11	10,100,000	10,100,000		10,100,000		-	11,000,000	コロナ禍の影響で物価高騰に直面する農業者101件に支援金を交付することで、農家の経営維持に寄与することができた。
9	農業用水利施設電気料金高騰対策支援事業	農政課	①コロナ禍における市内米作農家の各水利組合が有する揚水機場の電気料金高騰に対する支援をするため。 ②各水利組合等(3団体)へ電気料金高騰相当額を支援する。 ③3団体 211千円 ・菅谷水利組合…19,000円 ・大石第一水利組合…171,000千円 ・大石土地改良区第2水利組合…21,000千円 ※令和3年度と令和4年度の電気料金の差額を参考。 ④揚水機を有する市内水利組合	R5.8	R6.1	211,000	211,000		211,000		-	213,000	コロナ禍における電気料金高騰の影響を受けている市内米作農家の各水利組合3団体へ支援金を交付することで、農家の経営維持に寄与することができた。
10	農業経営物価高騰等相談支援事業	農政課	①コロナ禍における燃油や資材の高騰により農業経営に直面した課題などを農業分野への幅広い知見をもつ者から助言、支援する。 ②経営課題に直面する意欲ある農業者を対象に助言、支援する。 ③講師謝礼50,000円×5件 250千円 ④市内営農者	R5.8	R6.3	250,000	250,000		250,000		-	300,000	コロナ禍における物価高騰の影響を受けている農業者5件に対して、農業経営に関する課題等を助言・支援することで、農業経営の改善や意欲向上が見受けられ、経営維持に寄与することができた。
11	中小・小規模事業者エネルギー価格高騰対策支援事業	商工課	①コロナ禍における電力やガスをはじめとしたエネルギー価格の高騰による影響を受けている市内の中小事業者等に対し、当該影響を緩和するための支援金を給付し、事業継続に向けた経営の下支えを行う。 ②支援金と支給に係る事務費 事務費 43,879,630円 ・事業費(支援金原資) 346,100,000円 (内訳 法人100,000円×2,181件 個人50,000円×2,560件) ③ ④中小・小規模事業者	R5.8	R6.2	389,979,630	353,054,479		353,054,479		36,925,151	389,980,000	コロナ禍における電力やガスをはじめとしたエネルギー価格の高騰による影響を受けている事業者に対し支援金を給付することで、市内経済の下支えに寄与した。なお、アンケートでは、本支援金の有効性について、「とても有効」または「有効」と答えた人の割合が98%であった。

No	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象 事業費				一般財源 や補助対 象外経費 等	予算現額	事業の実施状況・効果等
							国庫補助 額	臨時交付 金充当額	その他				
12	小学校給食管理運営事業 (小学校給食食材費高騰対策)	学校保健課	①コロナ禍における物価高騰の中で、保護者負担を増やすことなく従来の栄養価や栄養バランス、量を保った小学校給食を提供する。 ②小学校給食用食材費(賄材料費)のうち、コロナ禍における物価高騰相当分 ③【小学校】 ・令和5年8月から令和6年3月まで(但し令和5年8月は9月分に含む)の各月の物価高騰相当分に各月の喫食人数を乗じた額の合計額=31,019,791円 ・物価高騰相当分=各月の1食平均単価-当初予算1食平均単価(265.38円) ④市内小学校に通う生徒の保護者	R5.8	R6.3	393,897,539	31,019,791		31,019,791		362,877,748	473,718,000	市内小学校に通う生徒の保護者に対して、コロナ禍における給食用食材の物価高騰相当分を市が負担することで、保護者負担を増やすことなく従来の栄養価や栄養バランス、量を保った小学校給食を提供するのに寄与した。
13	中学校給食共同調理場管理運営事業(中学校給食食材費高騰対策)	中学校給食共同調理場	①コロナ禍における物価高騰の中で、保護者負担を増やすことなく従来の栄養価や栄養バランス、量を保った中学校給食を提供する。 ②中学校給食用食材費(賄材料費)のうち、コロナ禍における物価高騰相当分 ③【中学校】 ・令和5年8月から令和6年3月まで(但し令和5年8月は9月分に含む)の各月の物価高騰相当分に各月の喫食人数を乗じた額の合計額=35,153,779円 ・物価高騰相当分=各月の1食平均単価-当初予算1食平均単価(317.61円) ④市内中学校に通う生徒の保護者	R5.8	R6.3	250,373,968	35,153,779		35,153,779		215,220,189	338,074,000	市内中学校に通う生徒の保護者に対して、コロナ禍における給食用食材の物価高騰相当分を市が負担することで、保護者負担を増やすことなく従来の栄養価や栄養バランス、量を保った中学校給食を提供するのに寄与した。
14	物価高騰支援給付金給付事業【住民税均等割非課税世帯への支援(低所得枠)】 ※総事業費については令和5年度実施計画分	福祉総務課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 18,659世帯×70,000円 事務費 40,390,000円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (18,659世帯)	R6.2	R6.7	1,171,310,000	1,171,310,000		1,171,310,000		-	1,800,411,000	1世帯当たり7万円を支給することで、生活困窮世帯の支援を図った。給付率は98.4%(給付世帯数世帯18,659/対象世帯数18,960世帯)となった。
15	物価高騰くらし支援給付金給付事業【住民税均等割のみ課税世帯への支援(一体給付)】 ※総事業費については令和5年度実施計画分	福祉総務課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税が均等割のみ課税世帯 3,363世帯×100,000円 事務費 5,742,000円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税が均等割のみ課税世帯 (3,363世帯)	R6.3	R6.7	90,742,000	90,742,000		90,742,000		-		物価高が続く中で低所得世帯に対し、1世帯当たり10万円を支給することで、世帯の軽減負担に寄与した。給付率は97.5%(給付世帯数3,448世帯/対象世帯数3,363世帯)となった。
16	物価高騰くらし支援給付金給付事業【こども加算(一体給付)】 ※総事業費については令和5年度実施計画分	福祉総務課	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童 2,378人×50,000円 事務費 3,598,000円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 使用料及び賃借料 人件費 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への加算として、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童 2,378(人)	R6.3	R6.7	18,098,000	18,098,000		18,098,000		-	436,088,000	物価高が続く中で低所得世帯に対し、当該世帯に扶養されている18歳以下の児童1人当たり5万円を支給することで、世帯の軽減負担に寄与した。給付率は96%(給付世帯数1,390世帯/対象世帯数1,448世帯)となった。

No	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象 事業費				一般財源 や補助対 象外経費 等	予算現額	事業の実施状況・効果等
							補助対 象事業 費	国庫補 助額	臨時交 付金充 当額	その他			
17	上尾市障害福祉サービス事業所等物価高騰等対策支援金	障害福祉課	①「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、燃料費高騰の負担軽減や電気・ガス料金を含む公共料金支援のため、障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所等に対して、支援金を一律交付する。 ②支援金一律100,000円を対象事業所174事業所に交付。 ③「訪問系」事業所25事業所、「通所系」97事業所、「入所系」27事業所、「相談系」21事業所、「生活サポート」4事業所 合計174事業所 ④障害福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所並びに生活サポート団体	R6.1	R6.3	17,400,000	13,362,086		13,362,086		4,037,914	17,700,000	コロナ禍や国際情勢の緊迫化に伴い、原油価格や物価が高騰しているため、交付金を、支給することにより、その一部を支援することができた。
18	介護サービス事業所物価高騰等対策支援事業	高齢介護課	①原油価格・物価高騰に対応するために、市内の介護サービス事業所を支援する必要があるため、支援金を一律100千円を給付する。 ②交付金 ③100,000円(一律)×299事業所=29,900,000円 ④令和6年1月1日現在、埼玉県又は上尾市において施設又は登録を受けている介護サービス事業所で、上尾市内に所在地を有し、かつ別紙の介護保険法その他関係法令に基づくサービス種別の事業を営んでいる者。ただし、サービス種別には、各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(指定サービス・介護予防ケアマネジメント)を含むが、介護サービスと介護予防サービスの両方の指定を受けている又は介護サービスと介護予防・日常生活支援総合事業の両方の指定を受けている場合は、1つの事業所として扱う。	R6.1	R6.3	29,900,000	22,961,285		22,961,285		6,938,715	32,900,000	コロナ禍や国際情勢の緊迫化に伴い、原油価格や物価が高騰しているため、交付金を、支給することにより、その一部を支援することができた。
19	自治会物価高騰等対策支援事業	市民協働推進課	①物価の高騰により、自治会等での行事の実施や集会所等の管理運営等、様々な面での負担が増加している。また、集会所等に設置されている老朽化した空調機の更新による省エネルギー化に対して、補助金を支給した。自治会等における費用負担を軽減し、活動の推進に寄与することを目的として補助金等を交付した。 ②自治会物価高騰等対策支援金11,380,720円、集会所等省エネ空調設備更新補助金30,000,000円 ③自治会物価高騰等対策支援金(世帯割…自治会加入世帯数×80円(市内の自治会加入世帯数71,009世帯×80円=5,680,720円)均等割…1自治会当たり50,000円(114自治会×50,000円=5,700,000円)世帯割5,680,720円+均等割5,700,000円=11,380,720円)、集会所等省エネ空調設備更新補助金 33自治会に30,000,000円を交付 ④自治会等、自治会集会所等	R6.1	R6.8	41,380,720	31,777,743		31,777,743		9,602,977	41,381,000	自治会物価高騰等対策支援金の交付により、自治会等での行事の実施や集会所等の管理運営等、物価高騰により様々な面で増加した自治会の費用負担が軽減された。集会所等省エネ空調設備更新補助金の交付により、集会所等に設置されている老朽化した空調機の更新による省エネルギー化が促進された。
20	上尾伊奈斎場つつじ苑物価高騰等対策支援事業	環境政策課	①目的・効果 上尾伊奈斎場つつじ苑は指定管理者制度にて管理運営を行っており、指定管理料から光熱水費を捻出している。光熱水費の高騰により、指定管理料が不足することから交付金を充てる。当該施設は火葬という止めることのできない市民サービスを担っているため、安定的かつ継続的な運営を行う必要性があり、斎場運営及び火葬業務に必要不可欠である。 ②交付金を充当する経費内容 上尾伊奈斎場つつじ苑管理運営委託料 ③積算根拠(対象数、単価等) 令和5年度光熱水費(予測)…41,390,028円(a) ※(b)+(c)+(d) ・電気料金…15,008,409円(b) ・ガス料金…25,649,197円(c) ・水道料金… 732,422円(d) 指定管理料(R5年度)光熱水費予算額…31,775,000円(f) 光熱水費不足額(a)-(f)=9,616,000円(g) ※千円未満切り上げ 伊奈町負担額(g)×0.1642(伊奈町負担分)=1,578,000円(h) ※千円未満切り捨て 合計⇒(g)-(h)=8,038,000円 ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) 上尾伊奈斎場つつじ苑 指定管理者	R5.4	R6.1	8,038,000	6,172,669		6,172,669		1,865,331	9,616,000	エネルギー原料価格の上昇による光熱水費高騰の影響を受ける上尾伊奈斎場つつじ苑の指定管理者の負担を軽減することで、安定的かつ継続的な斎場運営に寄与した。

No	交付対象事業の名称	担当課	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業 始期	事業 終期	総事業費	補助対象事業費				一般財源 や補助対 象外経費 等	予算現額	事業の実施状況・効果等
							補助対象 事業費	国庫補助 額	臨時交付 金充当額	その他			
21	市内小学校給食費の保護者負担軽減事業	学校保健課	①目的・効果 食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、小学校等に就学する児童を養育する保護者の負担軽減を図るため、令和6年2月・3月の学校給食費2か月分に相当する額を助成または補助する。 ②交付金を充当する経費内容 (1)学校給食費徴収金 (2)学校給食費等保護者負担軽減事業補助金 ③積算根拠(対象数、単価等) (1)令和6年2月・3月分賄材料費(物価高騰分を除く):93,318,806円 (2)(3)令和6年2月・3月学校給食費相当額補助金:3,568,757円(235件)事務経費:169,767円 ※総事業費:97,057,330円(93,318,806円(賄材料費)+3,568,757(補助金)+169,767円(事務経費)) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) (1)市立小学校に通う児童の保護者(助成) (2)市立外の小学校等に在籍する児童の保護者(補助) (3)給食停止届(全部または一部)を提出している市立小学校に通う児童の保護者(補助)	R6.2	R6.12	97,057,330	74,397,027		74,397,027		22,660,303	97,310,880	食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、小学校等に就学する児童を養育する保護者の負担軽減に寄与した。
22	市内中学校給食費の保護者負担軽減事業	中学校給食共同調理場	①目的・効果 食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、市立中学校に就学する生徒を養育する保護者の負担軽減を図るため、令和6年2月・3月の学校給食費2か月分に相当する額を助成または補助する ②交付金を充当する経費内容 (1)学校給食費徴収金 (2)学校給食費等保護者負担軽減事業補助金 ③積算根拠(対象数、単価等) (1)令和6年2月・3月分賄材料費(物価高騰分を除く):53,817,635円 (2)(3)令和6年2月・3月学校給食費相当額補助金:2,158,209円(505件)事務経費:84,883円 ※総事業費:56,060,727円(53,817,635円(賄材料費)+2,158,209円(補助金)+84,883(事務経費)) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等) (1)市立中学校に通う生徒の保護者(助成) (2)市立外の小学校等に在籍する児童の保護者(補助) (3)給食停止届(全部または一部)を提出している市立小学校に通う児童の保護者(補助)	R6.2	R6.12	56,060,727	46,871,153		46,871,153		9,189,574	64,006,120	食料品価格等の物価高騰の影響を受けている、市立中学校に就学する生徒を養育する保護者の負担軽減に寄与した。